

茨城県立学校等 Web サイト（CMS）環境構築業務委託 契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県立学校等 Web サイト（CMS）環境構築業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1） 委託業務名 茨城県立学校等 Web サイト（CMS）環境構築業務委託
- （2） 委託業務の内容 別添「茨城県立学校等 Web サイト（CMS）環境構築業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

なお、本契約における委託業務の範囲は、仕様書に定める業務のうち、令和 8 年度中に実施するシステムの構築及びこれに付随する業務とする。令和 9 年度以降の運用保守業務については、本業務の完了後、甲乙協議の上、別途契約を締結するものとする。

（履行期限）

第 2 条 委託業務の履行期限は、令和 9 年 3 月 31 日とする。

（委託業務の実施）

第 3 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第 4 条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円
（消費税及び地方消費税の額 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第 5 条 契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付する。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（※注：プロポーザルの要件に応じて「契約保証金は、免除する。」に変更可能とする。）

（業務の完了報告等及び検査等）

第 6 条 乙は、委託業務が完了したときは、業務終了後 10 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査するものとする。
- 3 甲は、前項の検査の結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

(委託料の支払)

第7条 甲は、前条第3項の規定により検査に合格した後に、乙の請求により委託料を支払うものとする。

2 乙は甲に対し、前条第3項の規定による通知を受けた後に、支払請求書により請求するものとする。

3 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、賃借料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

5 この契約が解除された場合において甲が支払う委託料の額は、当該解除がされた日までの委託業務の実施日数に応じて、委託料から日割計算により算出した額とする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、第6条第3項の規定による合格の通知後であっても、委託業務の成果物に本契約又は仕様書の内容に適合しない点（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対して、乙の責任と負担において当該契約不適合の修補又は代替物の納入による追完を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、成果物の引渡し（又は検査合格）の日から起算して1月以内に行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第9条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、承諾、承認、要請及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第 54 条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(再委託等の制限)

第 11 条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。
- 3 乙は、再委託を行った場合には、再委託先の相手方に履行させる責務の状況を適切に把握し管理するとともに、甲の求めに応じて、当該管理の状況を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合には、再委託先の相手方に本契約及び仕様書に定める乙の責務と同等の内容を遵守させるものとし、当該相手方がこれらに違反したときは、当該違反を乙の違反とみなして、その一切の責任を負う。
- 5 乙は、再委託の終了後、再委託先の相手方に取り扱わせた情報について、当該相手方に完全に消却させた上、その結果を甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、委託業務を遂行するに当たり個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務を処理するために甲から提供され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、漏えい、滅失又は毀損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾がある場合を除き、委託業務を処理するために個人情報を収集してはならない。
- 4 乙は、甲の書面による承諾がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、甲の書面による承諾がある場合を除き、委託業務を処理するために個人情報が記録された資料等（磁気媒体等を含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、個人情報について漏えい、滅失、毀損その他の事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同

様とする。

- 7 乙は、委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務完了後、速やかに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(報告及び調査)

第 15 条 甲は、乙における委託業務の遂行状況（再委託先等の管理状況を含む。）及び個人情報の取扱状況について、随時乙に報告を求め、又は実地により調査し、若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告、実地調査又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙（再委託先等を含む。）がこの契約に定める義務を怠ったときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、本契約の履行に関し、その責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の従業者又は再委託先等が損害を与えたときも、同様とする。

(疑義の決定)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 茨城県水戸市笠原町978番 6
氏名 茨城県教育委員会 教育長 柳橋 常喜

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 従業者に対する教育及び監督

乙は、委託業務を処理するために個人情報を取り扱う従業者を明確化するとともに、当該従業者に対し、個人情報の保護に関する教育を行うこと。また、乙は、当該従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、適切に監督すること。

3 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

4 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

5 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務完了後、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

6 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報（委託事務を処理するため甲から引き渡されたすべてのもの）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

7 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

8 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

9 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡されたすべてのものについて、甲と協議のうえ定めた方法に

より、委託業務完了後、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄し、証拠書類とともに甲に報告を行うか、速やかに甲に返還しなければならない。